

## 住民監査請求に係る関係職員の陳述

日時：令和8年3月26日（木）午前9時00分から

場所：浜田市役所5階 第1委員会室

### 1 住民監査請求の要旨

浜田市長は、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「市社協」という）に対し、「社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「本要綱」という）」に基づき、毎年度約1億円の補助金を支出している。しかし、本要綱第4条の「事務局長の設置に必要な経費」への補助は、行政の指導監督権を放棄した違法・不当な支出である。さらに、この補助金が交付された市社協「本所拠点区分」から、民間と競合する「介護保険事業拠点区分」へ、直近4年間で約8,360万円もの資金が「繰入金」として流用され、赤字補填（実質的な官製ダンピング）に使われている。これらの支出は、地方自治法第2条第14項（最少経費・最大効果の原則）、同第232条の2（公益上の必要性）、および市長の善管注意義務に著しく違反する違法な財務会計行為であるため、その是正と損害の補填を求める。

### 2 浜田市長（地域福祉課）の事実の認否

浜田市が社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）に対し約1億円の補助金を支出していることについては認める。

請求の理由の（1）から（4）については根拠がないため争う。

浜田市の社協に対する本件補助金は適法な支出であり、地方自治法および市長の善管注意義務に著しく違反する違法な財務会計行為ではなく、請求の棄却を求めるものである。

### 3 関係職員の陳述